

それから、左から順番に書いておりますが、夜間や休日を中心に電話で納付督促をきちんと図っていくということでフォローさせていただく。

さらに短期で未納が発生され始めたような方については、委嘱をしている国民年金推進委員を通じて訪問していただいて、制度の説明をし、未納でなくなるように努力をしていただく。

それから、一番右ですが、さらに長期に未納になっている、あるいは拒否をされている方につきましては、社会保険の職員自らが徹底的にフォローして徴収を段階を追って強化をしていくというような仕組みで、今全国一律に充実を図ろうとしておるところでございます。

しかし、これだけにとどまらず、さらにということですが、8ページ、「今後の対応の方向性」ということでございまして、制度面でのさらなる収納していただきやすい仕組みと、保険料を収納する具体的な徴収面での対策を合わせて改善していくことにより、収納を上げていくことが必要ではないかと思っております。

(1) ですが、制度面の対応。これは今の未納・未加入の方々には負担できないことはないという認識ですが、今後さらに保険料負担が上がっていかざるを得ない中で、急激に上がっていきますと、保険料をどうしても負担できない方も増加するおそれもあるのではないかと。そういう過度の上昇を抑制する面からも、あるいは定額の保険料ですので、低所得者の方に対する影響が大きいのではないかとということからも、現在検討の課題になっておる基礎年金の国庫負担の2分の1の引上げの実現を速やかに図ることがまずもって必要ではないかということ。

それから、もう一つは、負担能力、なかなか所得捕捉ができない中ではございますが、実際のフローの負担能力に応じましても、本年より前回の改正で半額免除制度ということを入れさせてもらいまして、所得の基準をきちんとつくり、あらゆる期間で全額免除でなくて半額でも納めてくださいということをお願いしているわけですが、このような免除の仕組みを、少しそのときの所得の状況に応じて払いやすい仕組み、2段階ではなくて多段階にしていくような仕組みも検討していいのではないかとということも考えておるところでございます。これは9ページに少し段階の免除の仕組みを複数段階でやってみたらどうかということも例を挙げております。

もう一つ、8ページ、(2) 保険料収納面の対応としては、これは基本的に保険料納付は国民の義務で、その徴収は法令によって担保されているのだということをきちんと踏まえてのより強力な納付指導の実施が必要だと思っております。納付しやすい環境整備は、

先ほども言いましたようないろんな窓口を増やしていくことが必要ですが、同時に、理解が得られてない方々に対しては、その義務を果たしてないということで、最終的には強制的な権限でも担保されていることとの観点からより強力に納付指導を行っていく必要があるのではないかと考えておるところでございます。

最後になりますが、簡単に、10ページから12ページまではよく挙げられます論点で、年金に入らなくても、最後は国が生活保護で面倒見てもらえるのだからいいのではないかとこの誤解がありますが、これは違うということをもう一度挙げさせていただいております。左側で、年金と生活保護の役割機能は違うということございまして、年金は長期に納付をされていた実績を踏まえて、権利として高齢期に、そのときの収入や資産の状況は何もかわりなく一律に権利として支給がされるものですので、自分自身のそのときでの収入、資産、生活基盤等に加えて基礎年金の額を生活の柱として加えることによって自由な生活設計が可能になっていくということございまして、生活保護につきましては、その老後の時点でのご本人あるいは家族等の収入状況、資産の状況すべてを厳格に調査をさせていただきまして、しかも補足性の原理から、必要最低限に限って支給されるということございまして、一定額が一律にもらえることを前提にした考え方は誤っている。きちんとこの辺を認識してもらい、年金のきちんとした納付を求めていく必要があるのではないかと考えております。

また、次のページには、以前にも示した資料ですが、年金額が低いからといって、直ちに生活保護になっているのではないかとこのことがありますが、必ずしも今の段階ではそういうふうになっておりませんで、この収入の低い階層、特に女性の方で収入の低い階層の方々は多く見られますが、内訳を見てみますと、三世帯同居の方々、ご夫婦での生活の方々ということございまして、年金額が低いことが直ちに生活保護の増加につながっているということではないという認識をしております。

また、外国でございますが、一定以上の所得の者に対して強制適用の仕組みということを申し上げましたけれども、では年金のない人、年金の低い人に対して年金の方で必ず最低支えることは当然と見られているかと申しますと、そうではございませんで、そこは生活保護で別途対応している仕組みの国が多い。スウェーデンはこの前の改正で低額の方についての保障年金を税で付けておりますけれども、これは生活保護に代わるものとしてこういう仕組みがございまして、多くの国では生活保護は別途あるのではないかとこのことで、制度の仕組みの違いを認識しております。

長くなりましたが、以上でございます。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。それでは、5分ほど休憩をとります。11時半に再開いたします。

(休憩)

(再開)

○ 宮島部会長

再開いたします。それでは、今、二つのテーマにつきまして、年金課長から資料の説明がございました。それでは、初めごく短時間に、やや議論の中というよりも、今の資料の中で、特に何かご質問ございますでしょうか。

○ 井手委員

質問といえますか、冒頭、部会長から、9月の次回の積立金の問題で大体総論は整理するというので、もし総論で取り扱っておくべきテーマであればというお話がありましたので、その関連で少し申し上げたいのは、「支え手を増やす取組み」ということで、今回3点挙げられておりました、それが短時間労働者と高齢者と、それから将来の支え手ということで、いわゆる次世代育成のための取組みということの支え手ということだと思っておりますが、私は「支え手」という言葉の理解が少し違うのかもしれませんが、この中で3号問題というのが、収入のある短時間労働者としての3号が2号になるという話で登場したところと、それから、次世代支援の中で、これは女性と年金検討会の資料がかなり抜粋でございましたけれども、その中の3号問題の解決、6案の6番目、育児とかそうした期間においてのみ第3号の保障を考慮するというような表現の第6案のみが係っております、3号問題自体が支え手ということでないことでもないと思うのですが、誰かが支えるという考え方で、女性と年金検討会の中で検討されたと思いますので、部分的に3号を取り扱って総論で整理をしてしまうと、3号問題は各論でということが進められているのかもしれませんが、非常に考えづらいというような気がいたしまして、総論の中で3号とセットで考慮すべきではないかというふう感じた次第です。

○ 宮島部会長

女性と年金については、年金部会も前の報告書があって、今回の論点の提示でからは全面的には扱わないで、既に論点が整理されているものというふうに理解しておりますが、今の井手さんのご意見は、要するに支え手を増やすという観点からの整理の仕方と、特に女性と年金のあり方がややクロスしたところがちょうどこんな形で出てきているということになりますけど、そこだけに限定されているという理解ではちょっと困るということに

なりますね。

○ 井手委員

後で各論に入ったときに、ここで何となく固まってしまうと困らないかなという感じがしました。

○ 宮島部会長

これはどうでしょうか。私は恐らくその恐れはないだろうとっておりますけれども、議論していく上でちょっと注意しなければいけないかもしれないし、事務局、何かこれについてございますか、今後論点を取り上げる上で。

○ 高橋総務課長

今、部会長のお話のように、3号問題については、女性と年金検討会でかなり論点の整理がなされております。次回、積立金等の運営のあり方ですけれども、女性と年金検討会の議論の3号問題全体について整理につきましては、この場で一回ご紹介申し上げることにしたいと思っております。それでよろしゅうございますか。それで、それについての議論、その後、総括的な議論の中で行うということだと思います。

○ 宮島部会長

もちろん、これに限定するという事ではないというふうに私も理解しております。

○ 神代部会長代理

3号ではないのですが、2-2の参考資料の42ページの育児休業等の外国の制度の紹介がありましたが、私個人は前からフランスのやり方がいいなと思っていたのですけれども、これをやった場合にどれくらいコストがかかるのか、年金財政の負担など、もちろんインセンティブをかけるわけですから、三人以上子どもをつくる人がどんどん増えてくればコストかかるわけですけれども、現状程度でやった場合に、どれくらいの保険料負担になるのかというようなことが、ほかの国の制度でもあり得るわけですが、私自身はフランスのやり方がかなりいいなと思っているものですから、そうした資料がもし作成可能ならば、後でつくっていただければと思います。

○ 宮島部会長

特に外国の場合、幾つか制度があるようですけれども、仕組みとしてはわかるのですが、一体どれだけの財源食っているのかとか、そういう話がわかればという気がいたします。

○ 岡本委員

意見申し上げていいのかわかりませんが、国民年金の未加入・未納の状況のところの問題ですが、今、未加入・未納者を減らすべく大変行政の方、関係各位でご努力いた

だいていることは私は多としております。大変結構なことだと思っているのですが、加入者全体に占める割合が5%程度とか5%にすぎないと。私は制度が一本ではございませんので、第1号被保険者になるべき者に占める、この16%ということを実際に理解すべきだと、こんなふうに思っております、しかも未納者は増えてきているというこの現実、全体の5%という理解でなくして、1号被保険者の中での未納者が増えていく実態を厳粛に受けとめるべきでなからうか、こんなふうに思っております。

それともう一つは、大変ご努力いただいておりますが、未納者が増えていく真の理由がどういふところにあるのだろうかということもよく検討いただいて、効果的な徴収対策を考えるとということも大事ではなからうか、こんなふうに思っておりますので、私の意見として申し上げます。

○ 宮島部会長

多少意見にわたる部分であるというふうに思いますけれども、実は私もこれまで申し上げたことがございまして、分母が何かということは少し明確に議論をしないと、ウィンドドレッシングをやるようなことでは困る。だから、こういう分母ではこうだということをはっきり言うことは必要であろうということと、それから、もう一つ、ここにアンケート調査がございまして、特に意識の問題といいますか、そういうことでやられておりましたけれども、もう少しその辺の細かい分析があれば。

恐らく岡本委員が言いたかったことは、意識が低いとは言いきれないのではないかと。むしろ意図的に年金制度の将来を読んだような形の忌避ではないか、そういうことが巷で言われておりますので、そういうようなことについて、もう少し実態といいますか、そういうものを知りたいということではないかと。噂だったらいいけれども、しかし、そうでないとなれば、対応策というの、また少し考えなければいけないだろうと思っております。

○ 神代部会長代理

資料3の11ページに生活保護を受けている人の性別の数字が出ておりますが、これで見ますと、女性の被保護率は約1.8%で若干男より高い程度で、そんなに多くない23万人ぐらいで、特別に男に比べて異常に高いとは見れないのですが、ほかの女性の高齢者の生活水準と調べた資料を見ますと、日本はアメリカと並んで高齢女性の貧困率、ポパティライン以下の人の比率が非常に高い国だというようなことが役所の文書などにも出ておりますので、ちょっとその辺が不整合な感じがするので、多分遺族年金の受給者の実態がもう少しわかるといいのではないかと思うんですけれども、私、自分で見ておりませんので、恐

縮ですが、遺族年金をどうするかという問題も多分検討課題の中に入っているのかと思いますけれども、もし遺族年金受給者の性別の実態みたいなものがわかれば後で教えていただきたいと思います。

○ 宮島部会長

これはデータの問題であります。何か事務局で説明はありますか。今まで我々の中の議論でも、特に高齢の女性の単身者が最もいろんな意味で恵まれていないというような意見が比較的聞かれていたように思うのですが、それが少なくともこの比率で見るとは特別高いというような感じがちょっとないところなんですけど、これは次回ということで、またにしてください。

○ 高橋総務課長

ご指摘のデータ、私ども詳細把握しておりませんが、また、調べまして一回ご報告したいと思います。

○ 宮島部会長

ほかにございますでしょうか。私は、資料のことでも、先ほどご説明いただいた中で、支え手を増やすというところで、支え手を増やすというのは、高齢者であれ女性であれ雇用の機会を確保するということは全体的に望ましいことでもありますけれども、先ほど問題提起の中で論点がございましたように、支え手が増えると年金財政が全体的に改善するのだという観測については、必ずしもそうではないというのが実はこの資料の中に入れておきまして、当面、支え手を増やせば負担者は増えるかもしれないけど、支え手もいずれは年金受給者になるということを考えると、単に増やせばよくなるというようなことでは必ずしもない。かなり年金制度の設計上の問題として、それは重要な論点になるというようなことが、論点としては先ほどの資料の中に含まれております。その辺のところは注意してお読みいただければと思います。恐らくどなたかから、そういう点で具体的なお指摘があると思いますが、私はその点については、どちらかという、皆さん方の関心を喚起しておきたいというふうに思っております。

それでは、これから、必ずしも今日のテーマというわけではございませんが、本日、今井委員と堀委員からメモが出ております。今井委員からは、支え手を増やす仕組みも一部含まれておりますが、もう少し広い範囲の議論です。堀委員からは、今日の支え手を増やす仕組みというところについてのペーパーでございますので、これから今井委員、堀委員にそれぞれ簡潔にご説明いただきまして、それをもとに少し残った時間を議論していきたいと思っております。それでは今井委員からお願いいたします。

○ 今井委員

今ほど井手委員からもお話あったように、「支え手」という場合は、私も3号問題が入ってくるのだと思っていましたので、今、事務局から説明がありましたのでちょっとほっとしているところなんです、一番下に「支え手を増やす取組み」ということで、今、事務局から詳しい説明がありましたので私はあえてここには書いておりませんが、支え手のところを先に見ていただきたいと思うんですが、今、部会長からも支え手を増やすと楽になるか、そうでないかというような話がちらっと出ていたんですけど、これ以上国民の信頼を失わないためにも、支給開始年齢の引き上げや給付の引き下げ、あるいは保険料アップなどせず、もっと保険料を払える人を増やすことに目を向けてほしい。具体的には、まだよくわかりませんが、主婦、今で言う井手委員の3号の方なんです、その保護から一個人としての労働者として働く女性をバックアップする政策、誰でもが働く意欲を持てる政策を集中していく必要があるのではないかと考えております。

前後しますけれども、私はサラリーマン家庭に生まれまして、父が2号で母が3号というところに生まれ育ったのですけれども、私が年金格差を強く感じたのが、職業として農業を選んだときに1号になったということがあって初めて格差というものを知りました。私は夫を選んだのではなくて農業を選んだというのがすごく自分の意識の中には強かったんですけれども、仕組みとしては夫の職業によって妻の年金が変わるとい、これに対してちょっと不満がありましたので、年金制度は個人単位の方がいいのではないかと考えております。特に農業に関しては、申告等もそうですが、主従関係、夫が申告主といえますか、世帯主ということで、妻は助手といえますか、従業員という感覚で主従関係がすごく強いのですけれども、私自身共同経営者という意識を持っている者とする、そういった意味からも、第1号は男女同額の定額負担であるということには賛成です、個人単位であると、こういう方向性の年金に対しては賛成です。

そういうことで、今ほど半額免除ということが今年からスタートしていましたが、事務局の説明にも、負担能力に応じたきめ細やかな対応ということをこれから考えたいというような説明もありましたので、1号としてはこれからいい方向にといいですか、納付する段階ではやりやすいのではないかと考えています。

それから、選ぶ段階としても1号ですと、国民年金基金にも入れるということがありますので、所得の多い人に関しても、また選ぶという選択肢が増えることでも意義あることだと思います。

無・低所得者の最低保障ということですが、農家の嫁さんというのは本当に子育ても家

事も何でもそうなんですけれども、今で言うとアンペイドワークということで問題になっていますけれども、今までの人というのは本当にそれが当たり前の仕事だという評価しかなくて、無償労働でやってきた人がほとんどだと思うんですけれども、今は農水省でも一生懸命家族経営協定ということを進めていますけれども、これは農業経営において家族の中でのルールということで、従業員、例えば夫が妻にとか長男にとということで月幾らというような報酬とか、そういったことを約束として、家族農業であってもそういうやり方をしていくべきだというようなことで、家族経営協定というものを進めておりますけれども、それはまだまだ普及もなかなか進んでないのが現状です。ですから無償労働というか、もらっていても低賃金というようなのが現状だと思います。

実際、離婚すれば無年金になる方もありますし、私の身近なところにもそういう方がいらしたので、すごくこれは痛切に感じるのですけれども、あと1号の年金加入というのは、40年間加入して約67,000円ということです。これも身近ですけれども、老齢基礎年金の繰上げ請求ということをしている方がいっぱいいらっしゃいます。そうすると60歳で0.42という率で下がった金額しかもらえないというのがありますけれども、それを承知で、自分の将来、とても65歳からの支給ということに対しては、健康状態もそうですし、社会情勢的にも不安ということで60歳からもらっている方が結構いらっしゃいます。あと、夫を早く亡くした場合でも遺族年金がないということで不安な老後が待っています。これは農業者だけではなくて商工業の方々も同じだと思います。

農村も少子高齢化が進み、長男と長女の結婚という形がありますし、老夫婦二人暮らしという形もあります。結婚してない男性が結構多いのですけれども、そういう長男と母親の二人暮らしという形もあります。身近に男性一人、高齢者一人で暮らしていた方もいらっしゃったのですけれども、そういう方は地域の方がたびたび見に行ったりということでしたのですけれども、その方はお風呂の中で亡くなっていたというような現状もありました。そういった農村でもいろんなスタイルが今起きております。

21世紀はまさしく実際も男性も一人で生きられる社会にしていかなければならない。これは年金だけでなく、男性も生活面での自立ということを最近強く感じております。

自営業は生涯現役と言われるが、農業に関しては退職金制度はないし、農産物は年1回の収穫がほとんどなので、天候に左右され安定した所得確保は難しい。今、我が家では稲刈り真っ最中なんです。今日もやっているかと思うんですけれども、新潟は晴れなんです。夫と長男で今やっていると思うんですけれども、今のところ台風の影響もなく、まあまあ出来かと思うんですけれども、こうなるまでに年一回ですので、乾燥注意報が出たりと

いうことで、晴天続きだと基盤整備されてないところでの農業なものですから、大事な時期に、例えば稲であれば、稲の花が咲いたときに太陽がないと実らないというようなことがあったり、本当に最近の天候、異常気象によってすごく不安定な所得になっております。

そのほかにも農産物の価格の低迷、輸入によるそういったもろもろのことがあります、本当に所得の確保は難しくなっています。作物によっては多種の機械を必要とし、農家の多くは借金をして購入しているというのが現状です。ですから農作物は価格が低下しているのですけれども、農機具は上がっているというような現状ですので、本当に厳しい農業をやっております。農地は農産物を生産するものにするのにどうしても必要であり、次世代へ引き継がれていかねばならない。それが食料自給や自然環境を守る多面的機能を果たしていることにもつながるが、いくら機械化をしたとはいえ、農作業というのは体力的にきついところがありまして、65歳ともなると収入を得るための労働という考え方にはちょっと私は疑問を持っていて、生きがい程度の働きとして考えていくべきではないかと思っています。

そんなことで、前後しましたが、そんな意見を持っております。以上です。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。今井委員はこの前のときにペーパーが出なかったもので、それで今日は出していただきました。ですから今日の今井委員のお話は、いずれこれは、これまでの年金制度の論点で言いますと、被用者と自営業者をどうするか。また、もちろん年金受給の単位の問題として扱いますので、今井委員の議論を今度は年金制度の中にどういう形で受けとめるかというのがこれからの課題だというふうに考えております。

今井委員のペーパーについて何かお聞きしたい点ございますでしょうか。

それでは、次、本日の支え手を増やすということで、非常に短時間になっていますが、堀委員がわざわざペーパーを出していただきましたので、資料5に基づきましてご説明いただきたいと思います。

○ 堀委員

支え手を増やす取組みについては幾つかの論点があるわけですが、私のペーパーでは二つの論点、在職高齢年金と次世代育成支援に限って述べております。

事務局の資料に論点がかなりたくさん書いてあり、その大部分は納得できるというか、同じ意見です。したがって、資料で触れられてない視点を中心に意見を述べさせていただきます。

第1の基本的考え方のところでは、当たり前のことを書いてあります。

第2の在職老齢年金についてです。この問題は神代先生の研究会でも検討されていると思うのですが、在職老齢年金は従来から就労阻害効果、賃金阻害効果があると、こういう主張がなされています。確かにそういう面はあると思うのですが、ただ、別の面があって必ずしもそうではない、むしろ高齢者の就労を促進している面もあるのではないかという意見を書いております。詳細は後でお読みいただきたいと思います。

在職老齢年金の就業阻害効果をなくすための改革案が、事務局の資料に論点として出ています。その改革案は、在老をやめて60歳以降は年金を全額支給する、あるいは働いている限り全額支給しないという案が出されています。特に働いていても全額支給するという案は、現行の在老よりもより大きな問題を生じさせるおそれがあります。相当の賃金を得ても年金を全額支給するというのは公的な制度としてどうかと思います。

もう一つ、在職老齢年金を65歳以後に繰下げて支給する、そういう案も出ています。それをどういう形にするかによっても異なると思うのですが、現在の在老に賃金抑制効果と就労阻害効果があるとすれば、繰り下げても同じような問題が生ずるのではないかという点を指摘しております。

ということで、在職老齢年金については適切な代替案は私には見つからない。したがって、支給開始年齢が65歳になるまでは現行制度の基本的な枠組みは維持すべきだということを書いてあります。限度額の22万円とか減額率の2分の1とか、そういった点は改善する余地があるかもわかりませんが、基本的な枠組みは維持したらどうかということですが。

レジュメの2ページが一番上ですが、支給開始年齢が65歳になった場合には、60歳から繰上げ減額年金が支給されますし、66歳以後は繰下げ増額年金が支給されるのですが、支給開始年齢という考え方をやめて、60歳から69歳のいつからでも年金を受けれると、そういうふうにしたらどうかということですが。

二つ目の次世代育成支援の問題なのですが、具体的な案はここでは書いておりません。ただ、基本的な考え方というのか、論点に出てない視点を述べさせていただきました。

基本的考え方の最初の「・」ですが、これは国・地方のあらゆる政策を通じて少子化対策が必要だということをのべています。

年金制度でも、できるものは実施すべきである。

子を産み育てやすい環境の整備が最重要ではないかと思っています。

しばしば高齢者に対する社会保障の給付と子どもに対する社会保障給付を比較して議論がなされるのですが、「親の扶養」と「子の扶養」に対する社会的なニーズは同じではな

いので、必ずしも同じレベルで議論すべきものではないのではないかと。社会保障というのは、ニーズのある者に対してそのニーズに応じて給付をする、それが基本的な考え方ですから、ニーズが異なる以上、それに対する社会保障が違っていてもいいということです。

年金制度での対応ということですが、いろいろ意見が出ています。賦課方式の現行制度の考え方は、「若いときにそのときの高齢世代を扶養したから、老後に扶養を受ける」のであって、「若いときに子を扶養したから、老後に扶養を受ける」、というものではないわけですね。子の扶養と年金と結び付けるということであるならば、制度を本格的にそういうものに変える必要がある。すなわち、若いときに高齢世代と子を扶養したから老後に年金を受ける、そういう仕組みに変える必要があるのではないかと思います。

出産・育児のために年金制度で不利になっているとすると、それを改善するというのが、年金制度での対応の基本ではないかと私は思います。そういったことを、「問題は」と書いてあるところで述べております。

年金制度における次世代育成策について案がいろいろ出ているのですが、私にとっては余り説得力のあるような案は見当たらない。「若者皆奨学金制度」には基本的に賛成です。あるいは児童扶養控除をやめて児童手当を増額する案など—これは年金の問題ではないのですが—賛成できるものはあるのですが、年金制度で、少なくとも私にとっては余り説得力のある施策は見当たらない。今後提案があれば考えていきたいと思っています。

以上です。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。堀委員のメモは必ずしも今日の支え手全体を扱っているわけではなく、今ご発言ありましたように、特に在職老齢の点と次世代支援のことを扱った点でございますが、今の堀委員のペーパーにかかわることも結構ですし、先ほどの年金課長からの説明でも結構でございますけれども、少し今日この問題について議論をしておきたいと思いますので、何かございましたらご意見をいただけませんか。

○ 翁委員

まず高齢者に関しましては、私は重要なのは二つあると思っております、一つは選択の自由ということと、もう一つは、インセンティブ・コンパティブルだということだと思っております。選択の自由ということに関しましては、堀委員がお書きになっている2ページ目の(3)65歳に引き上げた後は、60~69歳のいつからでも年金を受けることができるような考えに変えていくという考え方が非常にリーズナブルだし、今後高齢者の意識の多様化が進む中ではこういった考え方は支持できるものではないかと思っております。

もう一つのインセンティブ・コンパティビリティというのは、さっき事務局からご説明がありました働いたことによって例えば給付の割増しがあるとか、そういう考え方は就業促進的に働くのではないかと思っています。仮にこれまで議論があったように、給付を確定するのではなくて、拠出から考えていくというようなやり方にする、例えばスウェーデンの例などを見ても二つのやり方があるかなと思っています。一つは結果的に支給年齢が上がれば平均余命が減ってくる結果、除数が小さくなって年金額は増加するというような考え方をとるというやり方と、あともう一つは、保険料と年金権を個人個人にディスクローズしていくというような方向を展望するとすると、保険料を納めることによって年金権が積み増される、そういうようなやり方もあり得るといように思っています、いずれにせよ、そういうインセンティブをつけるようなことは検討してもいいのではないかと思っています。

次世代育成ということに関しては、私自身が実感として持っているんですけども、政策目的に対して最も適切な政策というか、最も効果的な政策を割り当てるべきだというふうに考えていまして、我々の働き方を変えていくことに加えて、保育サービスというものを充実させていくというのが少子化対策にとっては非常に重要なのではないかと思っています。年金制度というのは、あくまで働き方に対して、または子育てということに対してニュートラルであればいいのではないかというような立場をとっております。その意味では、子育てに対してニュートラルであるということは非常に重要ですけども、さらにインセンティブを加えるということについては、年金制度ではどのぐらい効果があるのかなというような感じを持っております。

以上、意見を申し上げます。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。

○ 若杉委員

幾つか申し上げたいことがあるのですが、最初は先ほど部会長が言われたことで「支え手」という言葉ですけども、年金において支え手だけという人はいないわけで、自分が出したお金をいろんな形、賦課方式と積立方式とちょっと違いますけれども、結局は出した人が自分で将来受け取るわけですから、純粋な支え手なんていないわけで、そういう意味で言いますと、ここで言う「支え手」というのはどういう意味かというのは非常に誤解を招きやすいと思うんですね。

資料2-1の1ページを見ますと、最初の「○」では、社会が多様化して働く人もいる